「中央知財研究所」の舞台裏紹介(連載その1)

日本弁理士会 中央知的財産研究所 副所長 塩 澤 寿 夫

日本弁理士会 中央知的財産研究所(以下,研究所という)について紹介する全6回シリーズの第1回目です。

筆者は副所長の2年任期が間もなく終了する時期にこの原稿を執筆しています。研究所の仕事をお手伝いさせていただくまでは、ときたま届く研究報告書があることは認識していましたが、それ以上のことについては、研究所の活動についてまったく無知でした。おそらく、読者の多くの方も同様ではないかと拝察します。そして、研究所から研究報告書以外の情報がほとんど出ていないことが、この無知の原因の一端であることが、研究所に関わって初めて分かりました。報告書以外に研究所から発信されている情報源は、昨年5回目が大阪で開催された公開フォーラムのみであるといっても過言ではありません。研究所は弁理士会の付属機関として設立運営されており、研修所とは違い会員の研修を目的とする機関ではありません。従って、会員の日々の業務に直接関わる情報を発信する機関ではなく、発信される情報には限りがあります。弁理士会のホームページの研究所のサイト「http://www.jpaa.or.jp/about_us/organization/affiliation/chuuou/」も極めて簡素です。但し、御存知の方もいらっしゃると思いますが、ここ数年は、「クレーム解釈論」(判例タイムズ社)を皮切りに、報告書の内容をさらに編集して、書籍として発刊された例も2~3あり、より広い範囲で研究成果が活用されるような努力もなされています。報告書は、今後も可能な限り書籍として発刊する方向ですし、ホームページの内容も充実する予定です。

歴史的には、研究所は、日本弁理士会の附属機関として平成8年に設置されました。以来「長期的及び国際的視野から内外の知的財産及び弁理士に関する諸問題についての調査、研究及び情報の提供並びにこれらに関連する事業を行うことにより知的財産権制度及び弁理士制度の健全な発展に資すること」を目的として運営がなされています。これまでの12年間に18のテーマについて研究が行なわれ(詳細は、ホームページの該当サイト参照)、既に、藤色の表紙の研究報告書が会員と知財関係者に配布されています。さらに、現在以下の4つのテーマについて、研究が進行中で、いずれの研究部会も既に1年半程度の活動を行なっており、2008年中には研究報告書が発行される予定です。

- (1) 複数人が関与する知的財産権侵害について
- (2) クレーム解釈をめぐる諸問題
- (3) 進歩性について
- (4) 商標の使用について

筆者は、2006年4月から研究所の運営や研究に関与して来ました。毎月1回開催される上記4つのテーマの研究部会の全てに参加することは物理的にできませんが、時間が許す限り出席させていただきました。どの研究部会における研究活動も非常に活発であり、学者と実務家からなる研究会では、毎回多岐にわたる議論がなされ、この議論に基づいて、研究報告書が作成されます。研究部会では、ときに発言の機会を頂いて、実務家の視点で議論に参加させていただくこともあります。各テーマの下で、最新の状況に基づいて、多角的な視点から非常に深い議論がなされています。さらに研究の内容の一部は、既に公開フォーラムにおいて会員のみならず、一般に公開されています。過去2回主催者側として参加した公開フォーラムは、内容も充実し、多くの参加者を得ています。発表していただきたい内容は多々あり、午後の半日では時間が足りないくらいです。

しかし、そうは言っても、一般の会員にとって、研究所の存在に対する認識は希薄であり、研究所から発信されている情報も限られているのは前述の通りです。そういう事情から、研究所についてもう少し知っていただくことを目的として、今回から6回シリーズで、研究所についてご紹介する事にしました。現在進行中の研究部会についてのご紹介や研究所の今後の在り方について、研究所の関係者から次号以降で順次紹介する予定です。

研究所の運営サイドからの視点で、いくつかのポイントについて、簡単ですが、以下にご紹介します。これを 読んで、研究所の運営に参画したい、と思っていただける方が少しでも出ていただければ幸です。

(1) 研究員募集

この紹介がパテント誌に掲載されるころには、現在進行中の研究部会は、終了しているか、あるいは、終了間際になっており、次のテーマについての研究部会が編成される時期です。一部の先行する研究部会については既に研究員は決まっているはずですが、研究員をこれから選任する研究部会もあると思います。研究所の研究員は、外部研究員と内部研究員に分けられ、内部研究員は弁理士から選ばれ、外部研究員は、弁理士以外の専門家(学者、実務家等)から選ばれます。弁理士登録されている弁護士には、内部研究員としての参加をお願いしています。実務家は、弁護士が多いですが、研究テーマによっては、公認会計士、裁判所の関係者、企業関係者等が参加される場合もあります。また、特許庁を含む官庁の関係者に、オブザーバー参加頂くこともあります。

研究所運営における大きな課題は、下記の研究テーマの選定とそのテーマの下で研究頂ける適切な研究員を如何に選出させていただくかです。通常は、まず研究テーマを選定し、その上で、主任研究員を決め、主任研究員と相談の上、研究員を選出します。大学の先生を研究員にお願いする場合、主任研究員が大学の先生であれば、情報をお持ちですので、それほど苦労なく、選定できます。しかし、特に、弁理士から研究員を選出する場合、研究所が求める高いレベルで研究活動ができる方を、選出以前に、発掘すること自体が容易ではありません。当然ながら、我々の機関紙であるパテント誌への投稿論文を始め、他の論文誌への投稿状況なども参考にしながら、発掘し、その上で選出させていただく訳ですが、この作業はなかなかの難問です。

筆者を含め多くの弁理士は、実務中心に仕事をしており、明細書や意見書を書くのは得意でも、テーマを決めて研究をし、論文を書くとなると勝手が違います。中には熱心に研究活動をされ、知財専門の大学院で勉強されている方も、徐々に増えてはいますので、今後、研究員として活躍頂ける弁理士の層が厚くなることを期待しています。

研究所では、毎年15名程度の運営委員を会員の中からお願いしていますが、この運営委員の方々に、将来、研究員になっていただける程度の実力を付けていただき、そこから、一部の研究員を選出するという構想もあります。研究所における研究活動に関心があり、参画したいとのご希望があれば、是非、運営委員になっていただきたいです。また、既に研究実績があり、研究員として活動していただける方にも、参加していただければと思います。

(2) 新規テーマ

新規テーマの選定も、研究所の運営における大きな仕事です。研究所設立目的を基礎として、テーマ選定時の 弁理士及び知財が置かれた状況を踏まえて、新規テーマは選定されます。2007年秋以降の運営会議では、多 くの時間を新規テーマの選定に関して費やしました。担当の運営委員に、各自の立場から新規テーマについて提 案をお願いし、議論をしました。これら提案事項に対して、既存のテーマで参画頂いている研究員の方々の一部 ですが、ご意見を頂いて決定をしていく予定です。

パテント 2008 - 84 - Vol. 61 No. 4

既に、1つのテーマとして、「特許法第104条の3に関する研究」がほぼ決定されており、研究員の選出作業を進めているところです。

(3)情報発信

最後に、研究所からの情報発信について話します。最初にも書きましたが、残念ながら、研究所に対する会員の認識は低いです。しかし、研究報告書については、会員以外にも配布され、弁理士会以外でも、高い評価をいただいているという声も聞こえています。論文自体に対する評価と同時に、大学において知財研究の資料として授業などでも使っていただいているところもあるそうです。

灯台もと暗し的な状況ではありますが、少なくとも、会員の皆さんにもっと研究所について知っていただく、あるいは、研究所の成果である研究報告書についてご活用頂けるように、活動していく予定です。まずは、まだ不十分ではありますが、ホームページの充実を図ります。将来的には、研究報告書の内容をダウンロードできるようにしたいという構想があります。また、今回のように、パテント誌を活用して、情報発信や、論文掲載もしていきたいと考えています。検討中であり、未定ですが、研究報告書をパテント誌の増刊号として発刊するというアイディアもあります。研究報告書をもっと身近に見ていただくことと、パテント誌の購読者は、会員以外にも相当数いらっしゃいますので、波及効果も大きいのではないか、と考えています。

パテント誌原稿募集のお知らせ

日本弁理士会 パテント編集委員会

従来からパテント誌は、編集委員が知っている範囲で著者を募集するという形をとってまいりましたが、 特に広範な意見の徴集が必要と考えられる特集については、より有益な意見を広く募集するために、別途 に公募をすることとなりました。今回の公募の対象として決定したテーマは下記のようなものです。

これらのテーマについてしっかりと語れる弁理士は、実は極めて少ないのではないかと思われます。従って、これらに関する意見は非常に貴重なものでありますので、是非ともそれをまとめてひとつの本として広く役立てるとともに、貴重な財産として後世に残すようにしたいと思います。

下記のテーマに実際に従事されておられる方はもちろんですが、そうでない方の「こうあるべきである」や「こうありたい」も、同時に公募いたします。未体験の方のご意見も、体験に基づく見解と同様に価値あるものだからです。いずれにしても、我が国のこれからのために、現在ないしは後世に役立つ情報の集積と保存をすべく、どうかご協力をいただければと思います。

論文を募集しているテーマ

- ・地方公共団体等による知財活動や、 地方の発明支援制度について
- ・環境技術について ・環境技術について
- 先端技術について
- ・弁理士の新事業について
- 侵害訴訟について

※いただいた原稿はパテント編集委員会にて検討の結果、不掲載となる場合もありますので予め御了承下さい。



D

投稿原稿はこちら patent-bosyuu@jpaa.or.jp 一お問合せ— 日本弁理士会 広報・支援・評価室 TEL03-3519-2361 FAX03-3519-2706